

令和2年国勢調査の概要

調査の目的と沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正9年以来5年ごとに行っており、令和2年国勢調査はその21回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の令和2年国勢調査は大規模調査に当たる。

大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。

戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年、27年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されている。

調査の時期

令和2年国勢調査は、令和2年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の根拠法令

令和2年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施された。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和55年政令第98号）、国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号）に基づく。

調査の地域

令和2年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第1条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- 1 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- 2 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

令和2年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

1 世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

2 世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局-都道府県-市町村-国勢調査指導員-国勢調査員の流れにより行った。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、次の方法により行った。

- 1 9月14日から、調査員等が世帯を訪問し(1)インターネット回答利用ガイド、(2)調査票(紙)、(3)調査票の記入のしかた、(4)郵送提出用封筒の4点の調査書類を青色で縁取りした封筒に入れて配布した。

- 2 調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法とした。

インターネットの回答期間は9月14日から10月7日まで、調査票(紙)での回答期間は10月1日から10月7日までとした。

なお、10月7日までにインターネット回答又は調査票の提出が確認できなかった世帯については調査員が再度訪問し、回答を依頼した。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査した。

集計結果の公表と報告書

集計は、下記の集計区分により行い、結果の公表は、インターネットを利用する方法等により行う。

以下に、公表等の日程を示す。

1 人口速報集計

人口速報集計は、全国、都道府県、市区町村別の男女別人口及び世帯数を早期に集計したものである。

この集計結果は、令和3年6月に公表された。

2 人口等基本集計

人口等基本集計は、人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果は、令和3年11月に公表され、おって報告書が刊行される。

3 就業状態等基本集計

就業状態等基本集計は、人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果は、令和4年5月に公表され、おって報告書が刊行される。

4 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、一定の方法により一部の世帯の調査票を抽出し、就業者の産業・職業小分類別構成等に関する結果を、全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。

この集計結果は、令和4年12月に公表され、おって報告書が刊行される。

5 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成について集計するものである。

この集計結果は、令和4年7月に公表され、おって報告書が刊行される。

6 人口移動集計

人口移動集計は、人口の転出入状況（5年前に住んでいた市区町村と現在住んでいる市区町村との関係など）を集計するものである。

なお、人口移動集計は、次の2段階に分けて集計される。

(1) 移動人口の男女・年齢等集計

男女・年齢別にみた人口の転出入状況に関する事項を全国、都道府県、市区町村別に集計するものである。この集計結果は令和4年2月に公表され、おって報告書が刊行される。

(2) 移動人口の就業状態等集計

労働力状態、就業者の産業・職業（大分類）別にみた人口の転出入状況に関する事項を全国、都道府県及び市区町村別に集計するものである。この集計結果は令和4年8月に公表され、おって報告書が刊行される。

7 小地域集計

小地域集計は、全市区町村について、人口等基本集計に関する集計、就業状態等基本集計に関する集計、従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計、移動人口の男女・年齢等集計に関する集計に係る集計事項のうち基本的なものを町丁・字等（又は基本単位区）別に集計するものである。

この集計結果は、該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表される予定である。

令和2年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集 計 区 分		集 計 内 容	産業分類	職業分類
人口速報集計 (要計表による人口集計)		男女別人口及び世帯数の早期提供	—	—
基本集計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び外国人、高齢者世帯、母子・父子世帯、親子の同居等に関する結果	—	—
	就業状態等基本集計	人口の労働力状態、夫婦、子供のいる世帯等の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類
抽出詳細集計		就業者の産業・職業小分類別構成等に関する詳細な結果	小分類	小分類
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	—	—
	移動人口の就業状態等集計	移動人口の労働力状態、産業・職業大分類別構成に関する結果	大分類	大分類
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な事項の結果	—	—
	就業状態等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業・職業大分類別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	大分類
	従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	—	—
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項の結果	—	—

- 1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 2) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

集計対象	表章地域	全国結果の 公表(予定)時期	結果の公表及び提供の方法
全数	全国、都道府県、 市区町村	令和3年6月	インターネットを利用する方法等によって公表。人口は公表日に官報に公示。
全数	全国、都道府県、 市区町村	令和3年11月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世帯数（確定人口・世帯数）は公表後に官報に告示。
		令和4年5月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
抽出	全国、都道府県、 市区町村	令和4年12月	全都道府県一括でインターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
全数	全国、都道府県、 市区町村	令和4年7月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
全数	全国、都道府県、 市区町村	令和4年2月	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おって、報告書を刊行。
	全国、都道府県、 市区町村	令和4年8月	
全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後に集計し、地理データ等を活用して秘匿処理を施した上で、速やかに公表。	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。